

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

交流共創部 観光文化振興課

監査期間 令和6年5月7日から
令和6年5月31日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
ア 契約事務		
(ア) 予定価格書を封入していないものがあった。 【契約規則第13条】	指摘事項を修正しました。封入することの意義についての説明・認識付けを行いました。今後は不備がないよう手続きします。	
(イ) 完了届の受領、検査調書の作成及び検査結果通知書が未実施なものが散見された。 【契約規則第44条、48条、49条】	イベント委託事業等で委託金の支払いが前払いのものについては特に注意を払います。今後は、年度末に完了届が未届になっていないかの確認を徹底します。	
(ロ) 検査職員の任命が未実施であった。 【「物品・役務」の契約事務の手引き】	指摘事項について、修正しました。今後は確認を徹底し、適正な事務を行います。	
(ハ) 収入印紙の貼付金額に誤りがあった。 【印紙税法】	確認不足でした。委託事業者には、所管の税務署に対し選付請求できる旨を連絡しました。	
(ニ) 検査結果通知について、公印の使用許可及び公印の押印もれがあった。【文書事務の概要】	公印取扱い責任者の確認印等の意義を再確認するとともに、今後は公印規則に基づき、適正な事務処理に努めます。	
(ホ) 完了届提出前に、完了検査を実施し、合格としているものがあった。【契約規則第47条】	契約履行に係る検査の意義についての説明・認識付けを行いました。今後は、適正な完了検査に努めます。	
(ヘ) 見積書と契約書では、業務内容の様子が異なっているものがあった。 【「物品・役務」の契約事務の手引き】	直ちに契約書の仕様を見積書に合わせて修正しました。決裁時における確認を徹底します。	
(ニ) 契約書の内容を、ボールペンで印字の上から修正してあるものがあった。【文書事務の概要】	直ちに訂正印にて対応しました。字句訂正が必要な場合には、印字の上からの修正等を行わず、訂正印を押印のうえ訂正するよう徹底しました。	
(ケ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく契約で、西尾市契約規則に定められた公表の手続きを行っていないものがあった。 【契約規則第24条の2】	指摘事項について修正しました。契約事務を行う場合には、契約規則を適宜確認し、適正な事務を行います。	
(コ) 随意契約の根拠条文の誤りがあった。 【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】		
イ 文書取扱事務		
(ア) 3日以内に出張復命が行われていないものがあった。【服務規程第17条】	3日以内に出張復命をするという認識が欠けていました。今後は服務規程に則り、適切に事務処理を行います。	
(イ) 文書管理システムに登録されていないものがあった。【文書取扱規程第18条】	システムに文書を登録しました。今後は確実に登録を行うようにします。	
(ロ) 出張命令書について、決裁区分に誤りがあった。 【決裁規程別表第1】	直ちに正しい決裁区分に修正しました。今後は決裁規定に基づき適正に処理します。	
(ハ) 交付決定について、決裁区分に誤りがあった。 【決裁規程別表第1】		

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。

